

令和2年佐久市議会第2回定例会提出予定議案

議案番号	議案名	説明者	頁
64	佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	1
65	佐久市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	2
66	佐久市消防団小型動力ポンプ付軽積載車の購入について	総務部長	3 4 5
67	令和2年度佐久臼田インター工業団地整備事業造成工事請負契約について	経済部長	6 7 8
68	市道の路線認定について	建設部長	9 10 11 12 13 14
69	市道の路線変更について	建設部長	15 16 17 18
70	令和元年度(2019年度)佐久市立岩村田小学校グラウンド整備工事請負契約の変更について	学校教育部長	19 20
71	令和2年度臼田地区新小学校整備事業敷地造成工事請負契約について	学校教育部長	21 22 23
72	令和元年度(2019年度)臼田総合運動公園大規模改修敷地造成工事請負契約の変更について	社会教育部長	24 25
73	令和2年度臼田総合運動公園大規模改修雨水排水設備等整備工事請負契約について	社会教育部長	26 27 28 29
74	令和2年度佐久市一般会計補正予算(第5号)について	総務部長	30 31 32 33 34 35 36
75	令和2年度佐久市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	福祉部長	37
76	令和2年度佐久市工業用地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)について	経済部長	37

条例案	2件
事件案	8件
予算案	3件
計	13件

第64号

佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基礎となる補償基礎額を引き上げるほか、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改めようとするものであります。

第65号

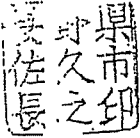
佐久市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

これは、介護保険法施行令の改正により、第1号被保険者に係る保険料について減額賦課する場合に減じる割合が引き上げられたことに伴い、低所得高齢者の保険料の更なる軽減強化を図るため、第1号被保険者に係る保険料について、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市消防団小型動力ポンプ付軽積載車の購入について

これは、消防団員の出動人数が少人数でも消火活動が可能な小型動力ポンプ付軽積載車12台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この車両の購入につきましては、本年3月18日の11業者による指名競争入札の結果、5,926万8,000円で佐久市小田井383番地2の株式会社コウサカ佐久出張所（所長 小林 達也 氏）に決定いたしました。



売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「甲」という。）と 株式会社コウサカ佐久出張所（以下「乙」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 品 名 小型動力ポンプ付軽積載車
- (2) 品質・規格・寸法等 詳細は添付仕様書のとおり
- (3) 数 量 12台

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 59268000円（消費税含む）とする。
（うち消費税額 5,388,000 円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納 入 期 限 令和2年11月20日
- (2) 納 入 場 所 危機管理課
- (3) 納入完了時期 第5条の規定により甲が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を甲に提出して代金の支払を請求するものとし、甲は適法な請求書を受理した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

- 第5条 第1条の物品は、甲の定める方法により、甲又は甲の指定する職員が検査を行う。
- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
 - 3 前2項の検査に要する一切の費用は乙の負担とする。

（契約保証金）

- 第6条 契約保証金は、金 5,926,800 円とする。
- 2 乙は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
 - 3 甲は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに乙に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 甲又は乙は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限内に相手方に通知しなければならない。

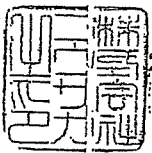
2 甲又は乙は、その責に帰すべき事由により、第3条または第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。

3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.6パーセントとする。

4 甲又は乙は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。

5 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

（危険負担）



第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は甲の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、甲の請求により乙は直ちに自己の負担で修理し、または新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 甲は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して甲乙協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙にこの契約の締結または履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、乙がこの契約を履行できないと甲が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙はその損害の責を負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

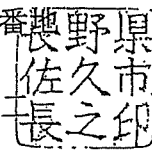
(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、甲乙間に疑義のある時は甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ甲乙各1通を所持する。

令和2年4月1日

甲 佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田 清



乙 佐久市小田井街B3番地2
株式会社佐久出張所
所長 小林 壽也



第67号

令和2年度佐久臼田インター工業団地整備事業造成工事請負契約 について

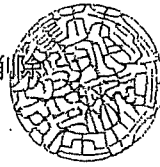
これは、佐久臼田インター工業団地整備事業に当たり、造成工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、工場用地5区画を整備するほか、市道52-32号線及び48-83号線の拡幅並びに公園及び雨水排水施設を併せて整備するものであります。

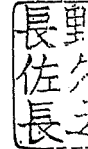
この工事につきましては、本年5月12日の12業者による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の結果、3億1,792万2,000円で佐久市長土呂819番地2の株式会社田中住建（代表取締役 倉島 拓三氏）に決定いたしました。



字削



様式第15号 (第21条関係)



建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和2年度 佐久白田インター工業団地整備事業 造成工事
- 2 工事場所 佐久白田インターチェンジ周辺 (中小田切、下小田切、湯原地区内)
- 3 工期 令和2年 月佐久市議会議決の日から
令和3年 3月31日まで

4 請負代金額 317,922,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 28,902,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

〔 () の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

- 5 契約保証金 31,792,200 円 **ただし、佐久市財務規則第124条第3項の規定により納付を全額免除する。**
- ~~6 調停人~~
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- ~~8 住宅建設瑕疵担保責任保険~~ 別紙のとおり

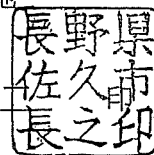
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

なお、佐久市議会の議決 (佐久市長の専決処分を含む。) があつたときは、この契約書を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月25日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
氏名 佐久市長 柳田清



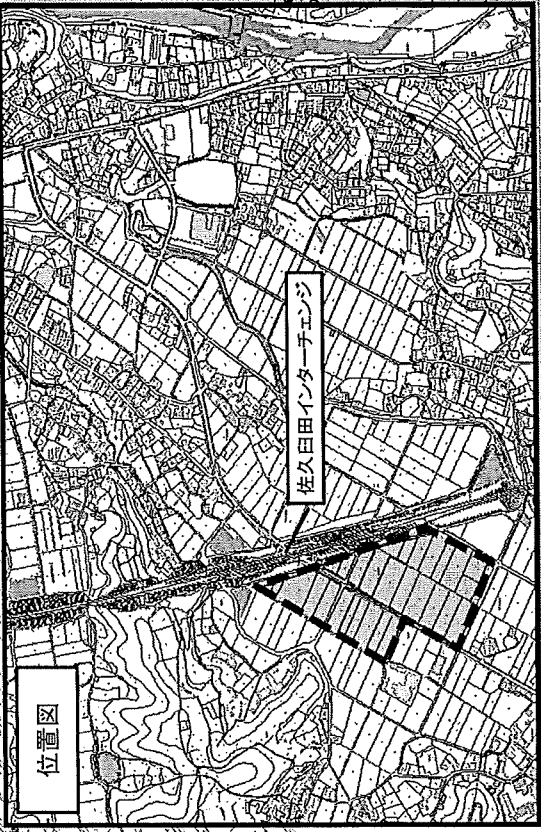
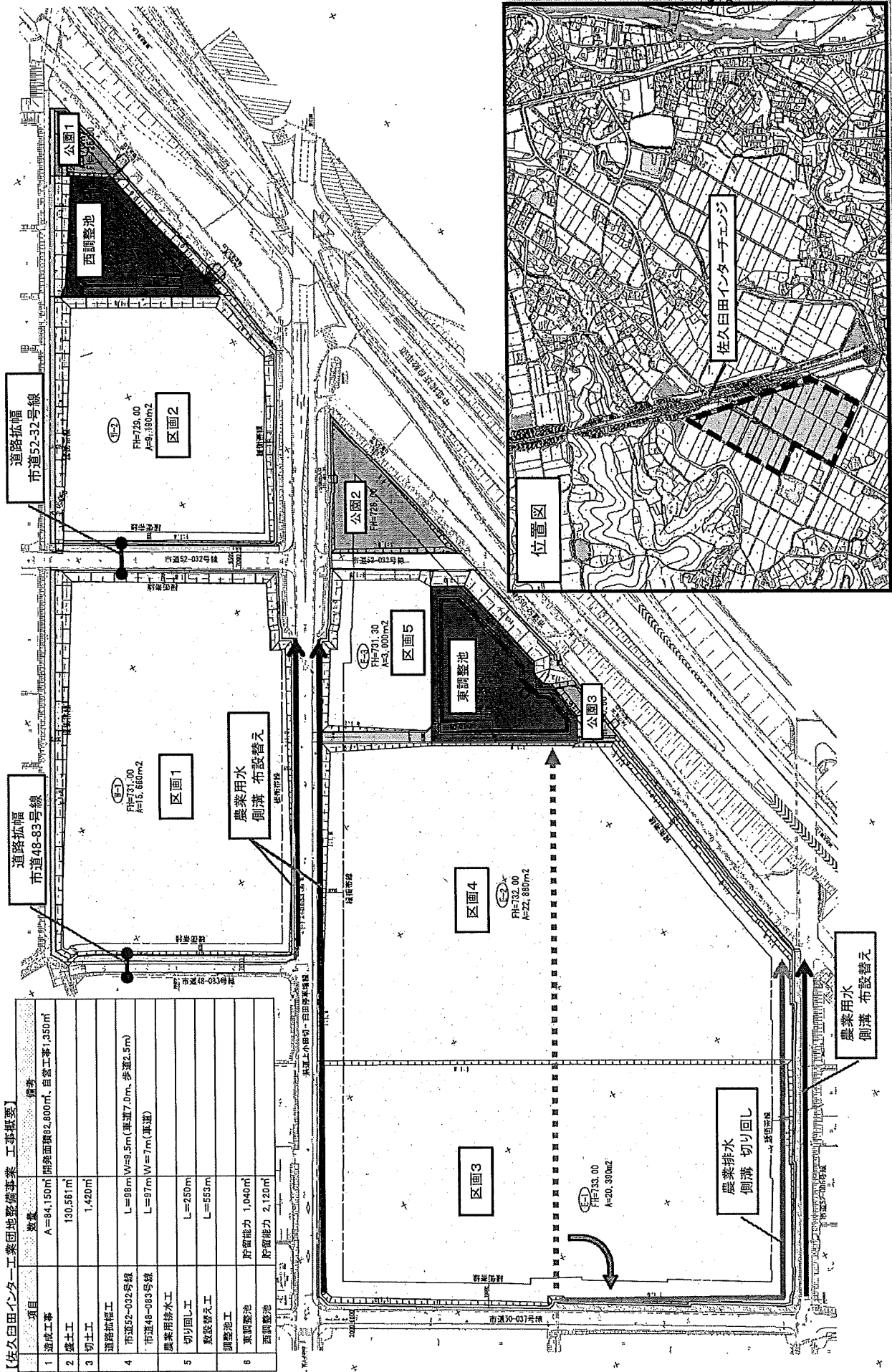
受注者 住所 長野県佐久市長土呂819-2
株式会社 田中住建
氏名 代表取締役 倉島拓二



土地利用計画平面図

【佐久田インター工業団地整備事業 工事概要】

項目	数量	備考
1 造成工事	A=84,150㎡ 閉鎖面積82,600㎡、自営工事1,350㎡	
2 盛土工	130,561㎡	
3 切土工	1,420㎡	
4 道路拡幅工	L=98m W=9.5m(車道7.0m、歩道2.5m) 市道52-032号線 L=97m W=7m(車道)	
5 農業用排水工	L=250m L=553m	
6 調整池工	貯留能力 1,040㎡ 貯留能力 2,120㎡	



市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- | | |
|-------------|------|
| ○ 市道1-254号線 | 位置図1 |
| ○ 市道1-255号線 | 位置図1 |
| ○ 市道1-256号線 | 位置図1 |
| ○ 市道2-518号線 | 位置図2 |
| ○ 市道2-519号線 | 位置図3 |

これらの路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

- | | |
|-------------|------|
| ○ 市道52-65号線 | 位置図4 |
|-------------|------|

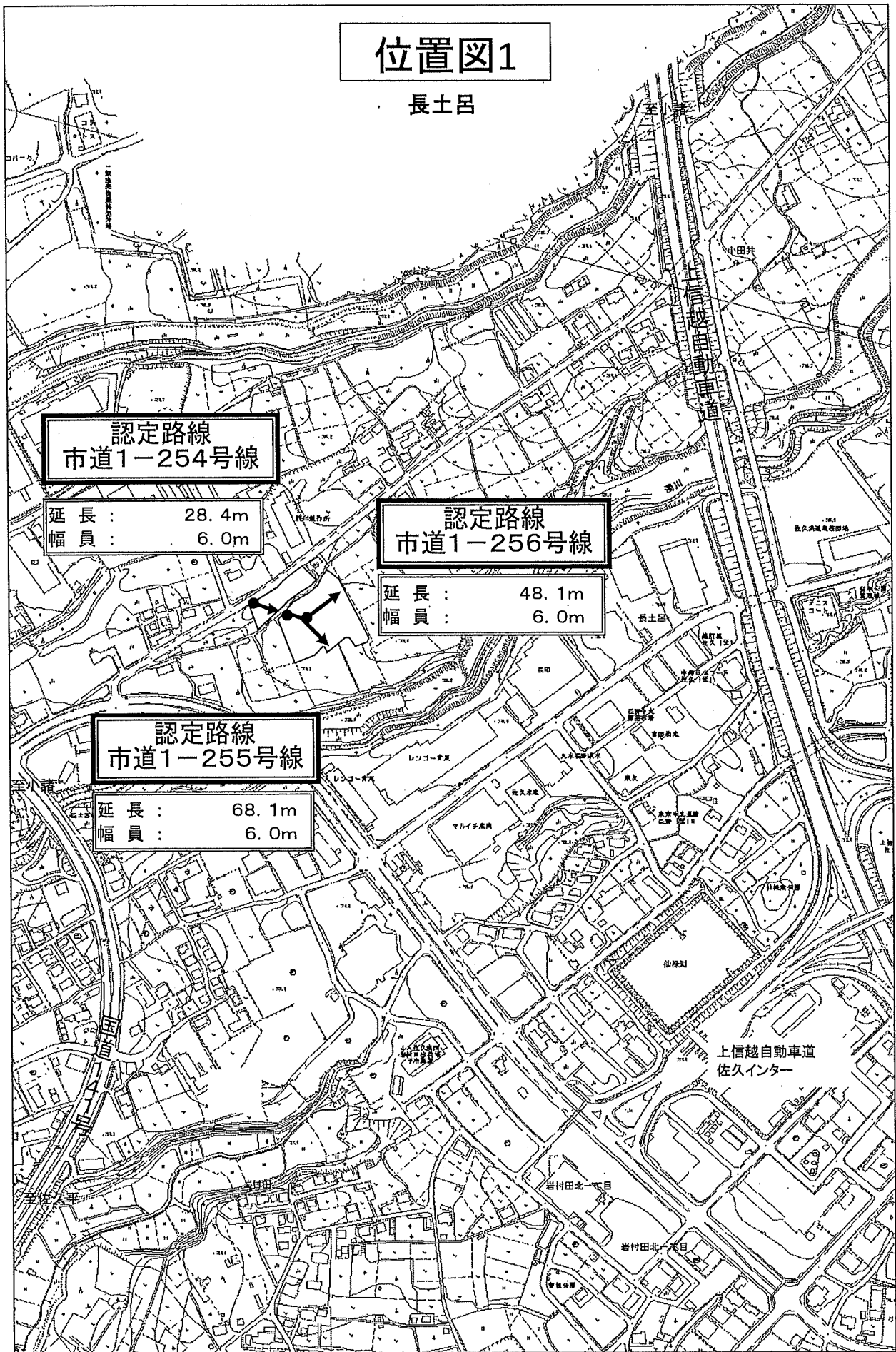
この路線は、臼田地区新小学校整備事業に伴い市道が分断されることから新たに市道として認定するものであります。

- | | |
|--------------|------|
| ○ 市道65-163号線 | 位置図5 |
|--------------|------|

この路線は、布施地区東西幹線整備により分断されたことから市道として認定するものであります。

位置図1

長土呂

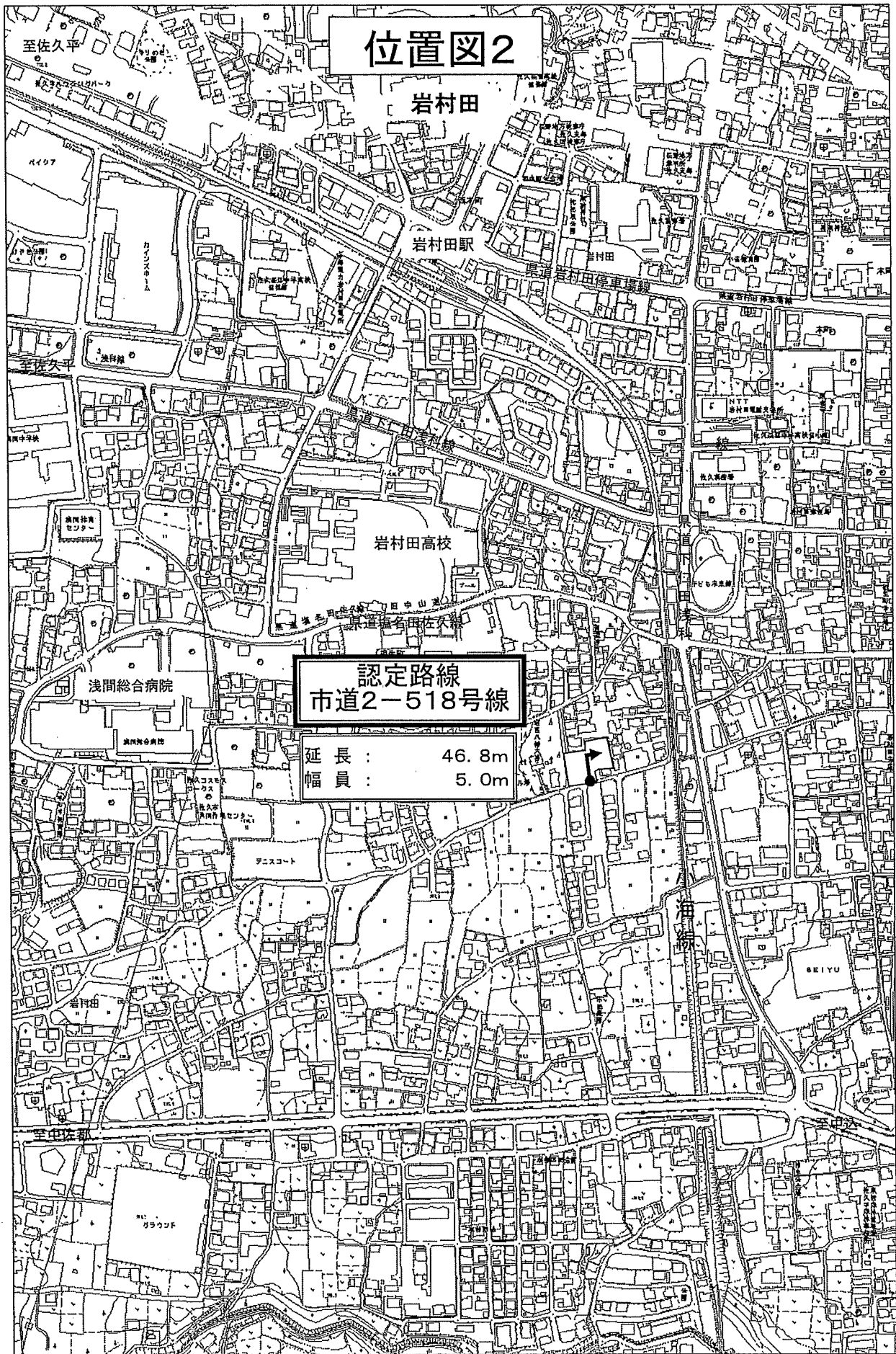


認定路線
市道1-254号線
延長： 28.4m
幅員： 6.0m

認定路線
市道1-256号線
延長： 48.1m
幅員： 6.0m

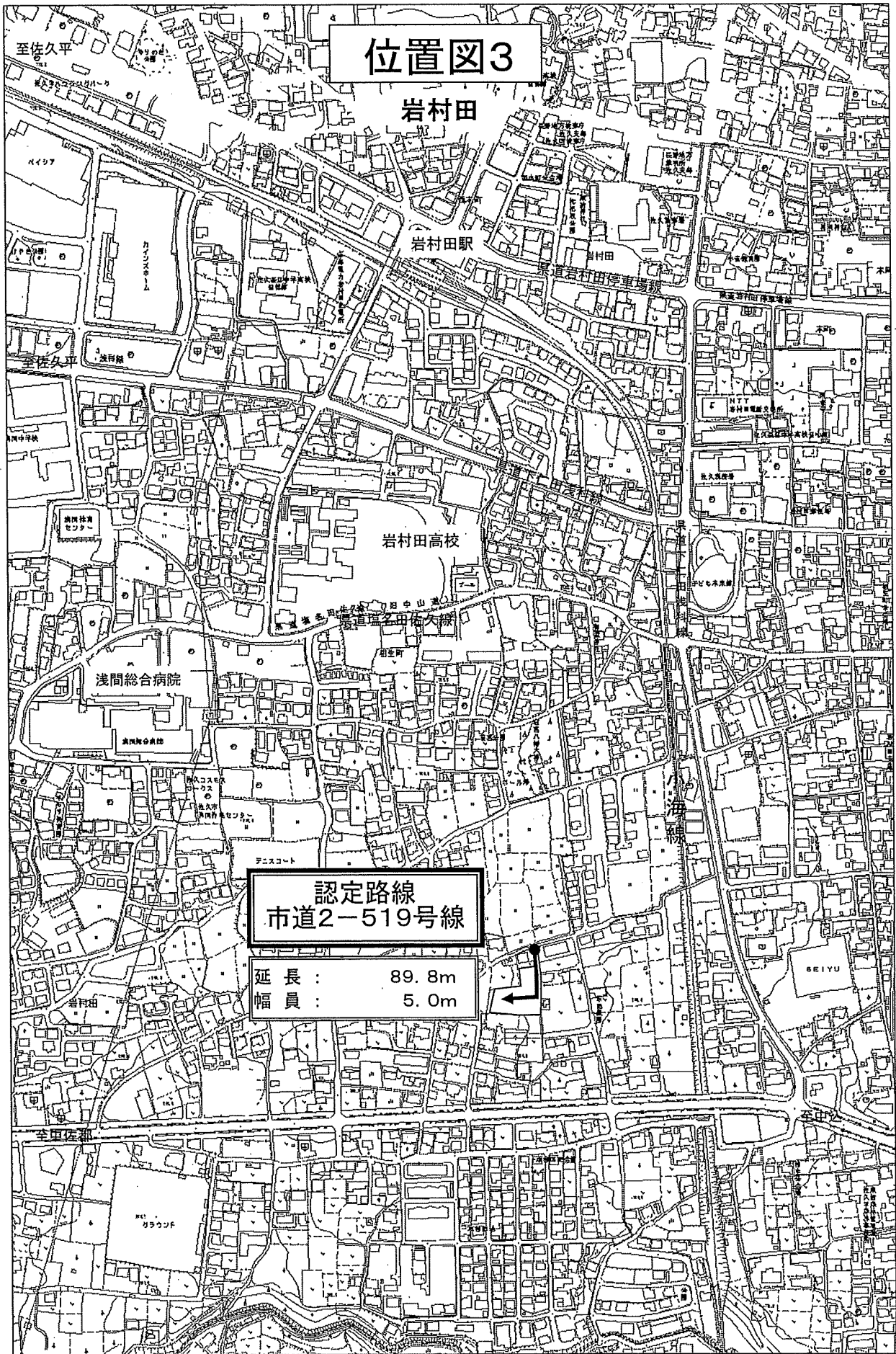
認定路線
市道1-255号線
延長： 68.1m
幅員： 6.0m

位置図2



認定路線
市道2-518号線

延長 : 46.8m
幅員 : 5.0m



位置図3

岩村田

岩村田駅

岩村田高校

浅間総合病院

認定路線
市道2-519号線

延長: 89.8m
幅員: 5.0m

位置図4

下小田切

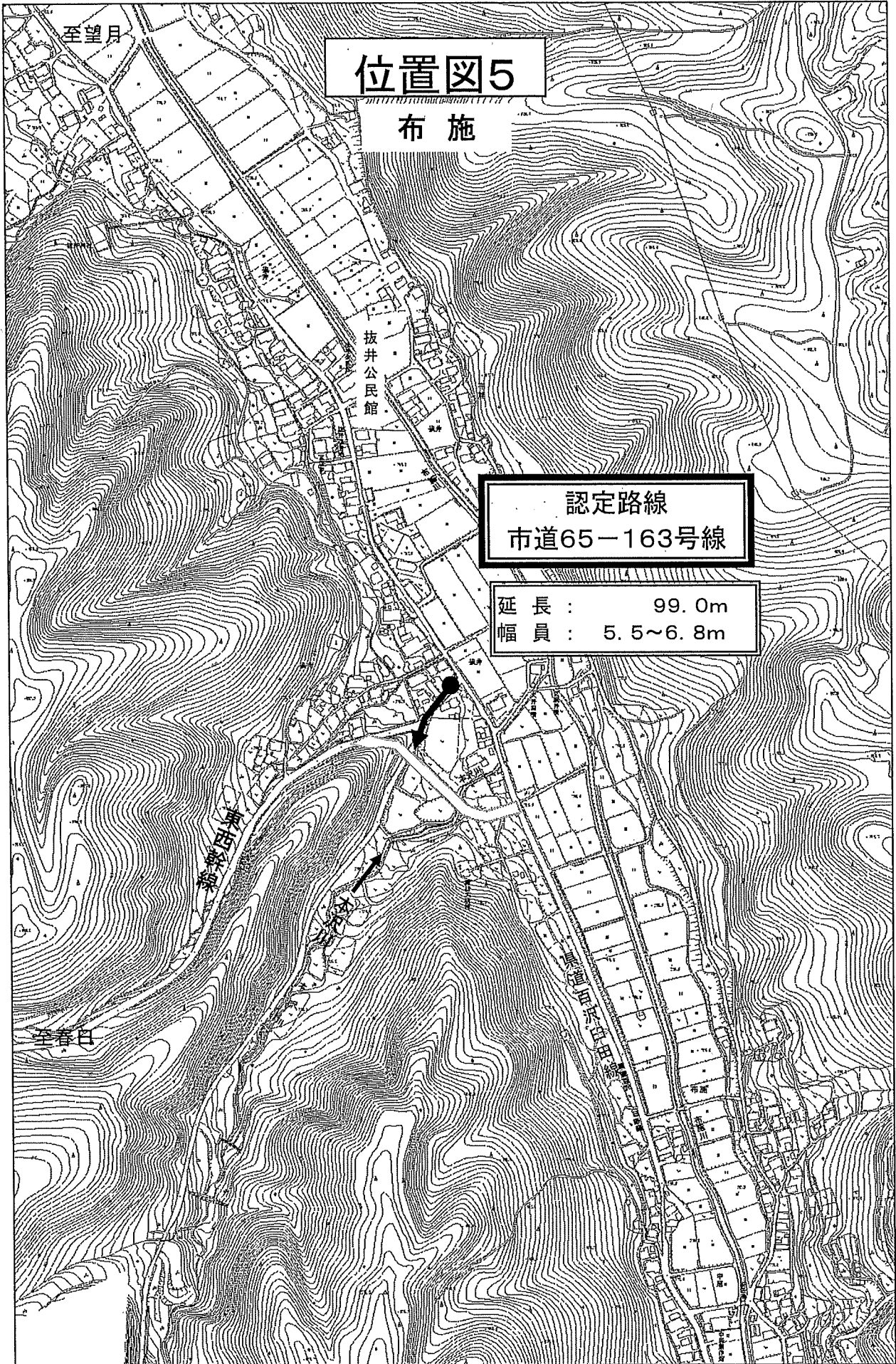
至野沢

認定路線
市道52-65号線

延長： 65.0m
幅員： 4.0~4.5m

白田地区新小学校建設地





第69号

市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道52-14号線 位置図1

この路線は、臼田地区新小学校整備事業に伴い市道が分断され、終点に変更となるため、路線変更するものであります。

○ 市道65-1号線 位置図2

この路線は、布施地区東西幹線整備に伴い分断され、起点に変更となるため、路線変更するものであります。

○ 市道67-7号線 位置図3

この路線は、布施地区東西幹線整備により終点に変更となるため、路線変更するものであります。

位置図1

下小田切

至野沢

変更路線
市道52-14号線

〈変更前〉	
延長 :	392.8m
幅員 :	3.5~4.5m
〈変更後〉	
延長 :	207.8m
幅員 :	3.5~4.0m

変更前: 

変更後: 

白田地区新小学校建設地

小田切田原線

今井平

スモ本

コスモホール

白田図書館

位置図2

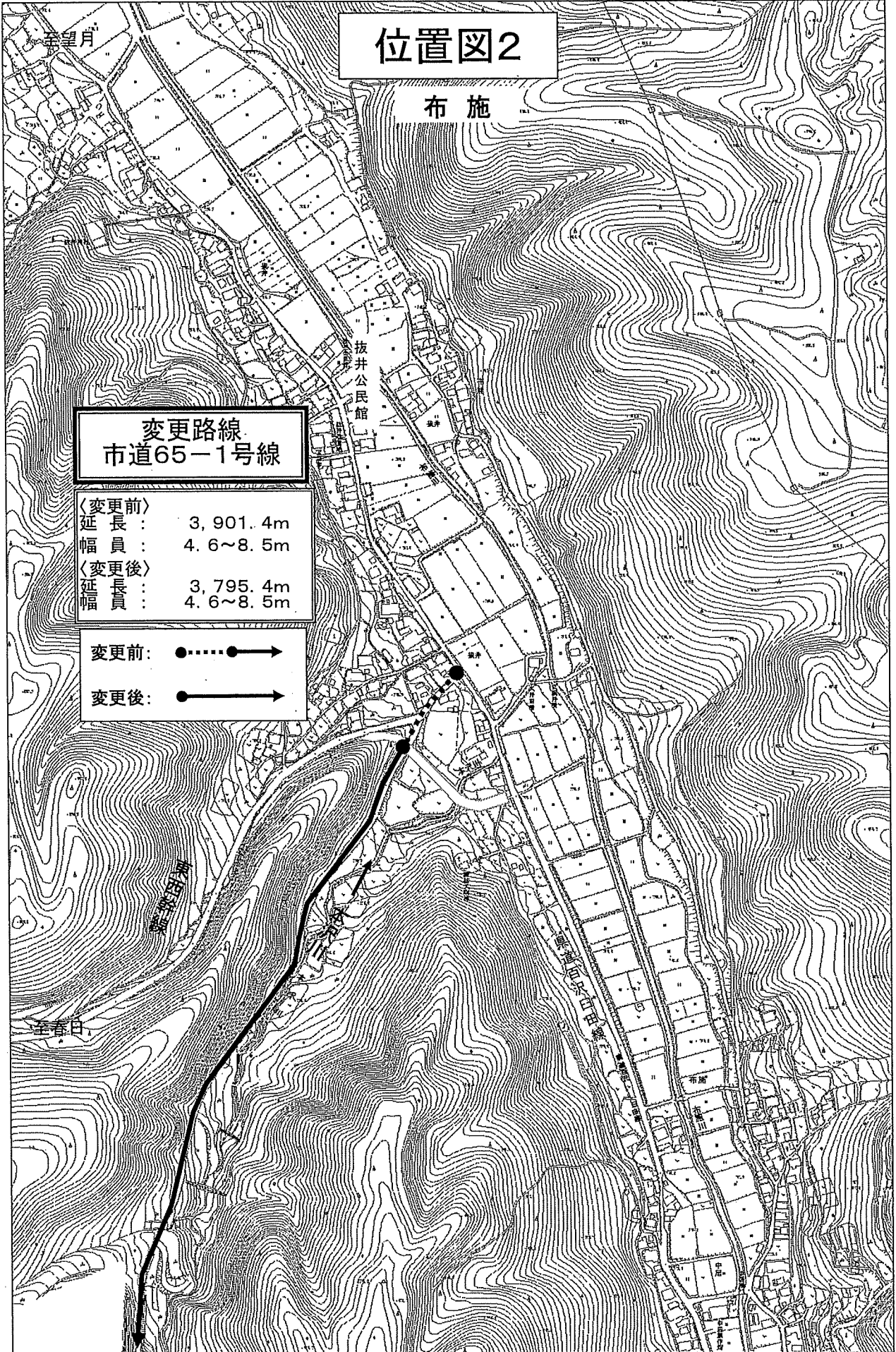
布施

変更路線 市道65-1号線

〈変更前〉	
延長：	3,901.4m
幅員：	4.6~8.5m
〈変更後〉	
延長：	3,795.4m
幅員：	4.6~8.5m

変更前： ●-----●→

変更後： ●————→



位置図3

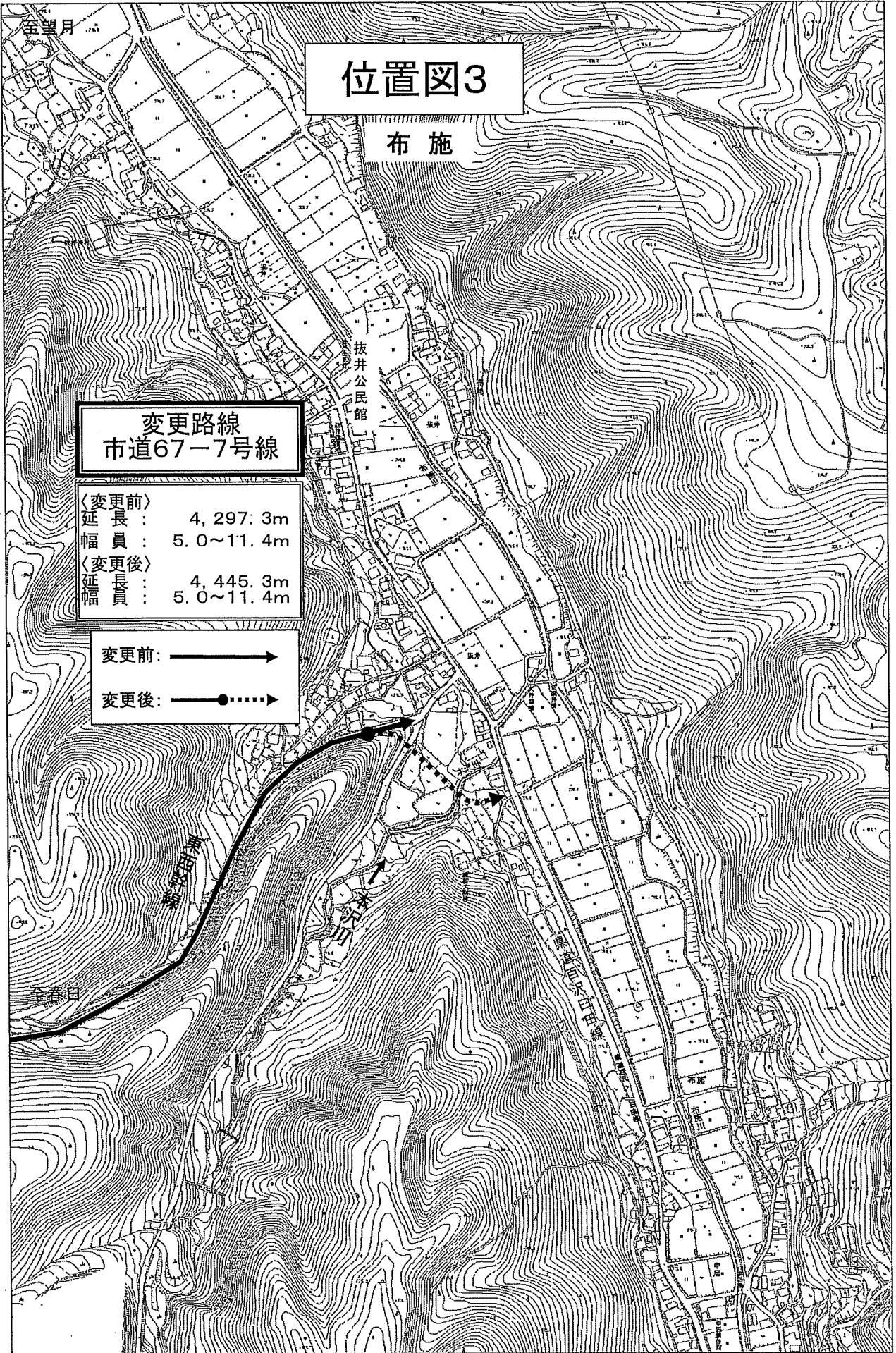
布施

変更路線 市道67-7号線

〈変更前〉
延長： 4,297.3m
幅員： 5.0~11.4m
〈変更後〉
延長： 4,445.3m
幅員： 5.0~11.4m

変更前： —————→

変更後： —●-----→

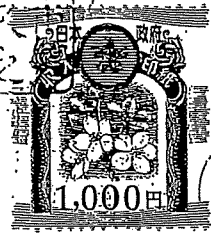


第70号

令和元年度（2019年度）佐久市立岩村田小学校グラウンド整備
工事請負契約の変更について

これは、令和元年佐久市議会第3回定例会において、議案第91号として議決を経た令和元年度（2019年度）佐久市立岩村田小学校グラウンド整備工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、令和元年度東日本台風の影響による繰越事業として実施しておりますが、学校外周道路の舗装復旧において、路盤厚が不足していたことから、路盤を追加するため、令和元年佐久市議会第3回定例会において議決をいただいた契約の金額1億8,139万円を432万3,000円増額して、1億8,571万3,000円にしようとするものであります。



建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和元年度(2019年度) 佐久市立岩村田小学校グラウンド整備工事
- 2 工事場所 佐久市岩村田2641-2
- 3 変更工期 令和 一年 一月 一日から
令和 一年 一月 一日まで

4 変更請負代金増加額 4,323,000 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 393,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。〕

〔() の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

- 5 変更契約保証金増加額 432,300 円 〔ただし、佐久市財務規則第124条第2項の規定により金融機関の保証等をもって納付に代える。〕
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和元年9月27日付で契約(令和2年3月10日付第1回変更契約、令和2年3月31日付第2回変更契約)を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決(佐久市長の専決処分を含む。)があったときは、この契約書を地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

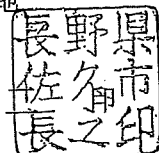
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月19日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地

佐久市

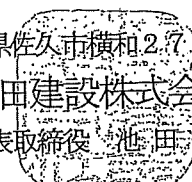
氏名 佐久市長 柳田 清



受注者 住所 長野県佐久市横和274番地1

池田建設株式会社

氏名 代表取締役 池田 正



第71号

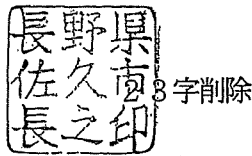
令和2年度臼田地区新小学校整備事業敷地造成工事請負契約について

これは、臼田地区新小学校整備事業に当たり、敷地造成工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

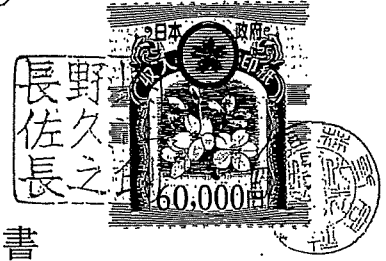
本工事は、25,954平方メートルの敷地造成のほか、市道52-9号線の改良及び雨水排水施設を整備するものであります。

この工事につきましては、本年5月12日の10業者による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の結果、4億634万円で佐久市臼田80番地の株式会社堀内組（代表取締役 堀内 文雄 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は、令和3年度にわたる債務負担行為により実施するものであります。



様式第15号 (第21条関係)



建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和2年度 白田地区新小学校整備事業 敷地造成工事
- 2 工事場所 佐久市下小田切165-1ほか
- 3 工期 令和2年 月佐久市議会議決の日から
令和3年 6月30日まで

4 請負代金額 406,340,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 36,940,000 円
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。
 [() の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]

- 5 契約保証金 40,634,000 円 **ただし、佐久市財務規則第124条第3項の規定により納付を全額免除する。**
- ~~6 調停人~~
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- ~~8 住宅建設瑕疵担保責任保険~~ 別紙のとおり

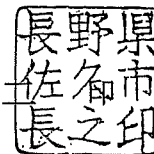
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

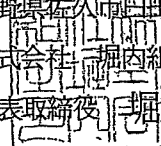
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月25日

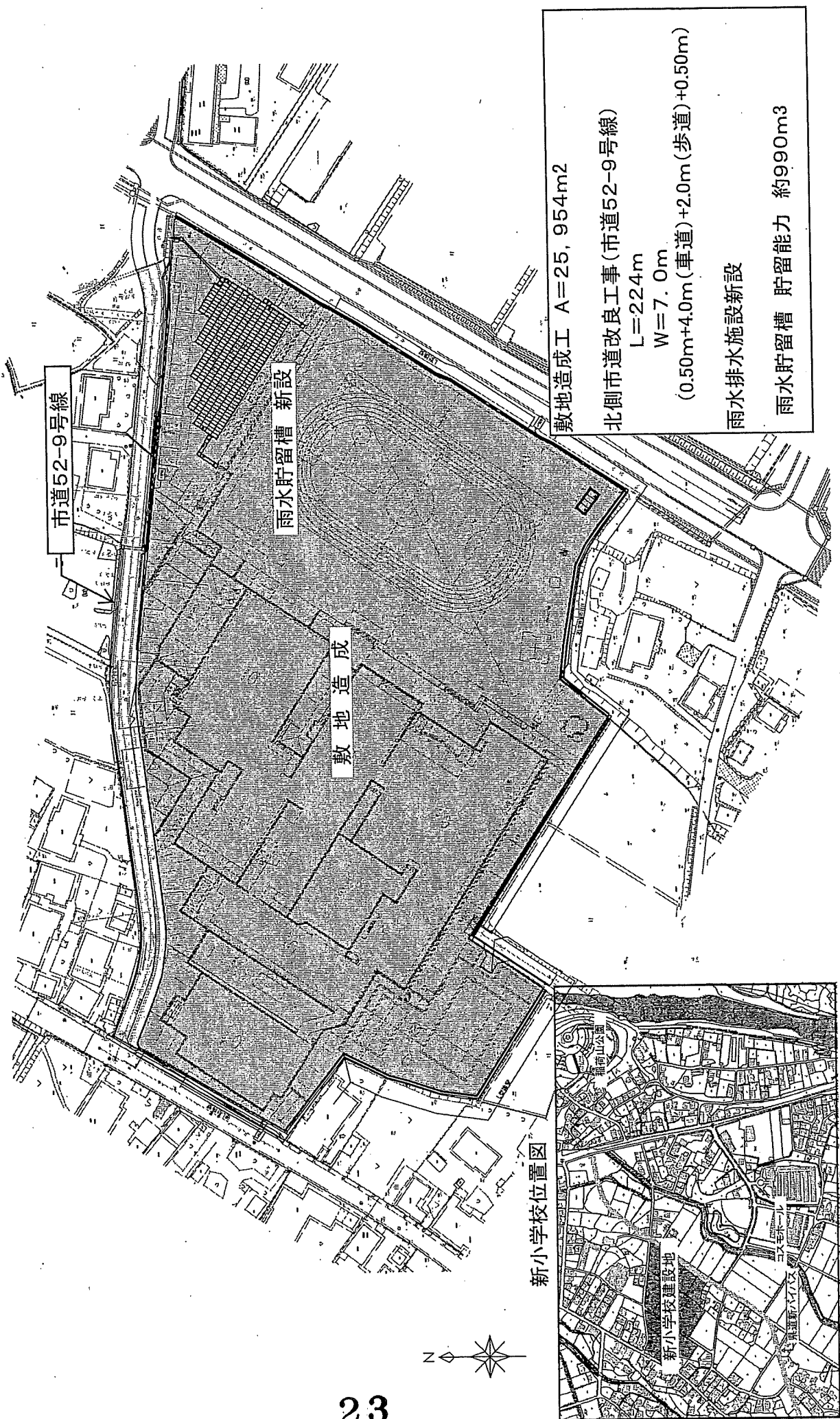
発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
氏名 佐久市長 柳田 清



受注者 住所 長野県佐久市白田80
株式会社 堀内組
氏名 代表取締役 堀内 文雄



白田地区新小学校区土地利用計画図



敷地造成工 A=25,954m²
 北側市道改良工事(市道52-9号線)
 L=224m
 W=7.0m
 (0.50m+4.0m(車道)+2.0m(歩道)+0.50m)
 雨水排水施設新設
 雨水貯留槽 貯留能力 約990m³

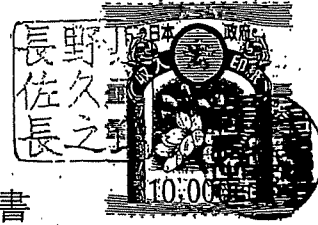
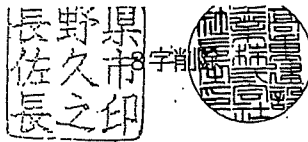
新小学校位置図

第72号

令和元年度（2019年度）臼田総合運動公園大規模改修敷地造成 工事請負契約の変更について

これは、令和元年佐久市議会第4回定例会において、議案第117号として議決を経た令和元年度（2019年度）臼田総合運動公園大規模改修敷地造成工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、繰越事業として実施しておりますが、現場において地中埋設物が確認されたこと、また、利用者の安全確保のため支障木を処理する必要が生じたことから、これらの撤去及び処分を追加するため、令和元年佐久市議会第4回定例会において議決をいただいた契約の金額2億2,772万2,000円を3,293万4,000円増額して、2億6,065万6,000円にしようとするものであります。



建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和元年度(2019年度) 白田総合運動公園大規模改修敷地造成工事
- 2 工事場所 佐久市白田字平(白田総合運動公園)
- 3 変更工期 令和 一年 一月 一日から
令和 一年 一月 一日まで
- 4 変更請負代金増加(減少)額 32,934,000 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,994,000 円
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。
 [()の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]
- 5 変更契約保証金増加(減少)額 3,293,400 円
 ただし、佐久市財務規則第124条第2項の規定により金融機関の保証等をもって納付に代える。
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

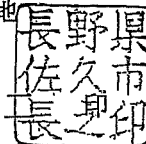
令和元年12月20日付で契約(令和2年3月25日付変更契約)を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決(佐久市長の専決処分を含む。)があったときは、この契約書を地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月27日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地
 佐久市
 氏名 佐久市長 柳田 清



受注者 住所 長野県佐久市平野2168番地1
 高重建設工業株式会社
 氏名 代表取締役 高橋 剛



第73号

令和2年度臼田総合運動公園大規模改修雨水排水設備等整備工事
請負契約について

これは、臼田総合運動公園の大規模改修に当たり、雨水排水設備等整備工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、園内地下排水及び地下貯留槽を整備するものであります。

この工事につきましては、本年5月12日の11業者による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の結果、3億9,377万8,000円で佐久市岩村田1337番地2の株式会社零田建設工業（代表取締役 零田 薫 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は、辺地対策事業として実施するものであります。



様式第15号 (第21条関係)



建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和2年度 臼田総合運動公園大規模改修 雨水排水設備等整備工事
- 2 工事場所 佐久市臼田字平 (臼田総合運動公園)
- 3 工期 令和2年 月佐久市議会議決の日から
令和3年 3月22日まで

4 請負代金額 393,778,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 35,798,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

〔() の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

5 契約保証金 39,377,800 円 ただし、佐久市財務規則第124条第2項の規定により金融機関の保証等をもって納付に代える。

~~6 調停大~~

7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

~~8 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり~~



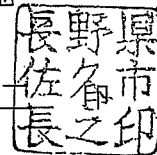
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

なお、佐久市議会の議決 (佐久市長の専決処分を含む。) があつたときは、この契約書を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月25日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
氏名 佐久市長 柳田 清

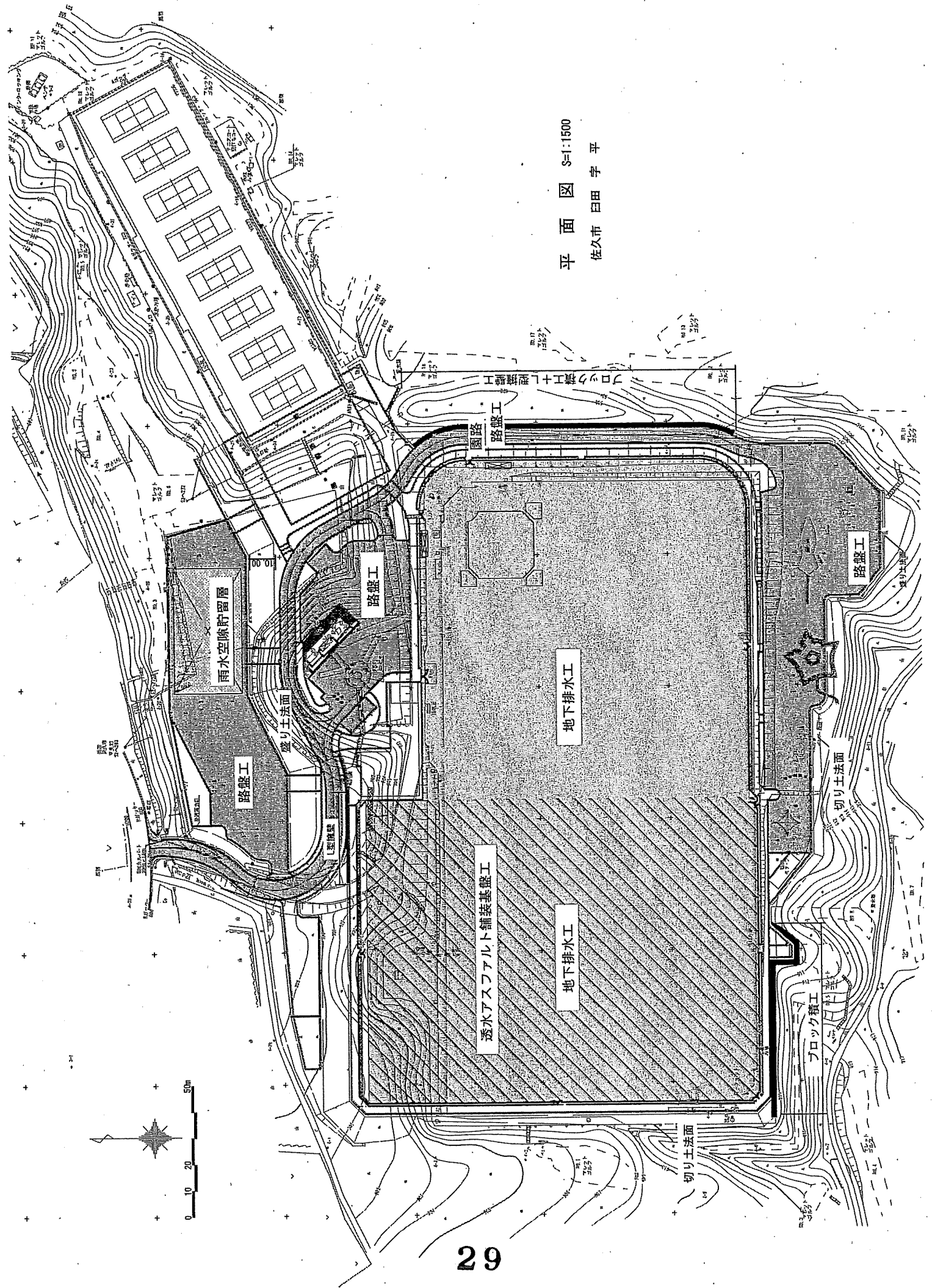


受注者 住所 佐久市岩村田1337番地2
株式会社零田建設工業
氏名 代表取締役 零田 薫



平面図 S=1:1500

佐久市 日田 字 平



令和2年度一般会計補正予算(案)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

議案番号	会計名	補正号数	補正前の額	補正額	計	補正内容
第74号	一般会計	第5号	63,523,250	199,001	63,722,251	別紙のとおり

令和2年度一般会計歳入歳出補正予算（第5号）（案）

事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1 市 税	11,500,000		11,500,000	18.0
2 地 方 譲 与 税	499,000		499,000	0.8
3 利 子 割 交 付 金	8,000		8,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	26,000		26,000	0.0
5 株式等譲渡所得割交付金	12,000		12,000	0.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	60,000		60,000	0.1
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,750,000		1,750,000	2.7
8 ゴルフ場利用税交付金	26,000		26,000	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	40,000		40,000	0.1
10 地 方 特 例 交 付 金	50,000		50,000	0.1
11 地 方 交 付 税	11,171,563	187,283	11,358,846	17.8
12 交通安全対策特別交付金	12,000		12,000	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	286,351	△ 1,400	284,951	0.5
14 使 用 料 及 び 手 数 料	454,387		454,387	0.7
15 国 庫 支 出 金	15,619,524	203,097	15,822,621	24.8
16 県 支 出 金	6,129,038	△ 277,972	5,851,066	9.2
17 財 産 収 入	74,741		74,741	0.1
18 寄 附 金	600,001	5,000	605,001	1.0
19 繰 入 金	6,530,460	22,420	6,552,880	10.3
20 繰 越 金	420,000		420,000	0.7
21 諸 収 入	2,180,285	22,873	2,203,158	3.5
22 市 債	6,073,900	37,700	6,111,600	9.6
歳 入 合 計	63,523,250	199,001	63,722,251	100.0

令和2年度一般会計歳入歳出補正予算（第5号）（案）
事項別明細書

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県 支出金	地方債	その他		
1 議会費	261,594		261,594					0.4
2 総務費	16,544,863	12,376	16,557,239			5,500	6,876	26.0
3 民生費	14,797,132	51,080	14,848,212	40,550	△ 2,000	12,583	△ 53	23.3
4 衛生費	4,134,335	5,570	4,139,905	885			4,685	6.5
5 労働費	73,797		73,797					0.1
6 農林水産業費	926,803	88,569	1,015,372	12,420	38,100		38,049	1.6
7 商工費	3,762,151	19,060	3,781,211	4,530		10,000	4,530	5.9
8 土木費	5,273,779	261,192	5,534,971	134,345	△ 2,800	△ 3,310	132,957	8.7
9 消防費	1,125,138	34,264	1,159,402	5,000	11,900	15,720	1,644	1.8
10 教育費	5,442,003	51,890	5,493,893	36,495	500	9,800	5,095	8.6
11 災害復旧費	6,174,450	△ 325,000	5,849,450	△ 309,100	△ 8,000	△ 1,400	△ 6,500	9.2
12 公債費	4,977,205		4,977,205					7.8
13 予備費	30,000		30,000					0.1
歳出合計	63,523,250	199,001	63,722,251	△ 74,875	37,700	48,893	187,283	100.0

令和2年度一般会計補正予算（第5号）（案）

主な補正内容

（単位：千円）

款	補正内容	補正額	説明
○総務費	総務一般事務費	5,500	助成金の内示に伴う助成事業費の増額及び防災対策基金を活用した地区防災拠点となる各地区公会場へのケーブルテレビ視聴環境整備に係る補助経費
	区運営事業費	5,876	区等活動費交付金の増額
○農林水産業費	農業環境整備事業費	64,914	県補助内示に伴う土地改良区への地域農業水利施設ストックマネジメント事業（佐久平1地区、平賀地区、常木1地区、中佐都地区）等に係る経費
	農業基盤整備促進事業費	3,310	県補助内示に伴う土地改良区への農業基盤整備促進事業に係る経費
	農山漁村地域整備交付金事業費	20,345	県補助内示に伴う農業用排水路改修工事に係る経費（高呂原地区）及び土地改良区への負担金（四ヶ用水）
○商工費	商工総務事務費	10,000	工業団地造成工事に係る電柱支障移転のための特別会計繰出金の増額
	中心市街地活性化事業費	9,060	健康長寿のまちに係るコーディネーター委託費及び実現構想等計画策定経費
○土木費	社会資本整備総合交付金道路整備事業費	120	災害復旧推進協議会負担金に係る補正常和地区：田子川改良復旧工事協議会 入澤地区：谷川改良復旧工事協議会
	河川等土砂搬出場整備事業費	122,045	令和元年東日本台風災害による河川等土砂搬出のための搬出場整備に係る経費
	都市公園セーフティリニューアル事業費	136,027	国庫補助内示に伴う公園維持工事（駒場公園テニスコート、稲荷山公園複合滑り台、下の宮公園シーソー更新）に係る経費

令和2年度一般会計補正予算（第5号）（案）

主な補正内容

（単位：千円）

款	補正内容	補正額	説明
○消防費	非常備消防費	5,300	防災対策基金を活用した消防団初動活動マニュアル作成及び災害現場における二次災害防止用標示板作成に係る経費
	防災対策事業費	28,964	防災対策基金を活用した区との連絡手段確保のためのスマートフォン購入経費及び雨量観測システム設置（常和・内山・志賀・香坂・大沢・前山各地区）等に係る経費
○教育費	中学校教育振興事業費	200	長野県道徳教育研究推進校指定に伴う指定校（望月中学校）への事業委託経費
	野沢会館整備事業費	37,990	国庫補助制度変更に伴う費用便益分析に係る委託業務及び実施設計完了に伴う第1期解体工事費の増額
	図書館管理運営事業費	5,000	市立図書館充実のための寄附に伴い購入する図書経費の増額
	体育施設管理運営事業費	8,700	スポーツ振興くじ助成金の内示に伴う総合体育館移動式バスケットゴール購入経費
○災害復旧費	過年農業土木補助災害復旧事業費	△ 325,000	農地の補助災害復旧から自力災害復旧への組替えによる事業費の減額

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(一般会計)

1 変 更

(単位：千円)

番号	事 項	補正前		補正後		内 容
		期間	限度額	期間	限度額	
11	東会館整備事業費	令和3年度	359,100	令和3年度	447,230	基礎工事の工法変更等に伴う工事費の増額

第 3 表 地 方 債 補 正 (案)

(一般会計)

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	内 容
一般補助施設整備等事業	12,800	起債対象事業の追加

2 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額	内 容
公 共 事 業 等	749,300	772,700	起債対象事業費の変更による増額
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	1,100	800	起債対象事業費の変更による減額
過年補助災害復旧事業	270,500	262,500	起債対象事業費の変更による減額
合 併 特 例 事 業	582,800	549,500	起債対象事業費の変更による減額
緊急防災・減災事業	874,200	921,100	起債対象事業費の変更による増額
公共施設等適正 管理推進事業	649,500	645,700	起債対象事業費の変更による減額

令和2年度特別会計補正予算(案)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

会 計 名	補正 号数	補正前 の 額	補正額	計	説 明
介護保険特別会計	第1号	9,759,025	308	9,759,333	マイナンバー制度に基づいた 情報連携に伴うシステムレイア ウト変更経費
工業用地取得造成事業 特別会計	第1号	442,900	10,000	452,900	工業団地造成工事に係る電柱支 障移転のため経費